



暮らしの情報ページ

2月16日(水)～3月15日(水)は 市・県民税と所得税の申告期間です

市・県民税

申告が必要なかた
1月1日現在で市
内に在住し次のい
ずれかに該当する
(所得税の確定申告
をするかたは不要) かた 営業 農
業 その他の事業、不動産、地代、家
賃(配当)、年金などの所得がある
勤務先から市に給与支払報告書が提
出されていない(パート、アルバイト
なども含む) 平成11年中に退職
し、再就職していない 給与所得者
で給与以外の所得がある 市内に家
屋敷や事務所、事業所があり、市外
に住所がある

申告書の提出

2月16日(水)～3月15日(水)に

**市・県民税の申告、所得税の
確定申告に必要なもの**
給与、年金、配当所得などのあるか
たは源泉徴収票や支払調書など、事
業所得のあるかたは収入、経費が分
かる書類 平成11年中に支払った社
会保険料(領収書可)、生命損害保
険料の掛け金などが分かるもの。こ
のほか所得控除に必要な書類(障害
者手帳など)、配偶者の所得が分か
る書類、医療費控除を受けるかたは
平成11年分の医療費の領収書、認め
印、筆記用具、電卓

申告会場へ提出するが、市民税課に
郵送
申告会場

受け付け日	場所
2月16日(水) 3月15日(水)	市役所6階
2月25日(金)	堀兼公民館のみ
2月28日(月)	狭山台公民館のみ

時間はいずれも9時～16時 ただし
11時～13時は除く。2月25・28日は市役
所では受け付けません。2月3日・10
日(土・日は除く)には63歳以上のかた
を対象にした申告の受け付けがあります

所得税

申告が必要なかた
営業、農業、その
他の事業、不動産
(地代、家賃)、配当
年金、譲渡などの所
得が所得控除(基礎・配偶者・扶養
控除など)の合計額を超えている
給与所得者で次のいずれかに該当す
るかた 給与の年収が2千万円を超
えている 2か所以上から給与を受
けている 給与所得以外の所得が20
万円を超えている

申告書の提出

2月16日(水)～3月15日(水)に

直接または郵送で所沢税務署へ
青色申告、事業所得、不動産所得
譲渡所得の所得税の申告、住宅借入
金(取得)等特別控除を除く所得税
の申告は市役所でも受け付けます。
また、各会場で「自書記載・自書申
告」の指導や相談を行っています

年金所得者の確定申告説明会
所得が年金のみのかたの所得税確
定申告の説明会を開催します。当日
は、申告書を作成し、提出すること
ができます。なお、作成済のかたは
所沢税務署に郵送してください。

日時2月14・15日(月・火)、9時30
分～15時 11時～13時は除く
対象所得が年金収入のみで所得税が
源泉徴収されているかた 場所市役
所6階

所得税の還付

給与所得者で確定申告が必要ない
かたでも、次のいずれかに該当する

かたは、申告をすることで所得税が
還付される場合があります。
対象 融資を受け、住居を取得また
は増改築した 10万円(合計所得金
額が200万円未満のかたは、その
5%)を超える医療費を支払った
年の途中で退職し、再就職をしてい
ないなど

申告書は、各公民館・出張所、狭山市駅市民サービスコーナー、市民税課に
あります。申告期間中は大変混雑するため、「郵送での提出」をお勧めします

**税理士による
還付申告無料相談**
年金を受けているかた、給与所
得者で医療費控除を受けようとする
かた、年の途中で退職または就
職したかたのうち、少額な還付申
告相談と申告書の作成を行います。
日時2月1日(火)～15日(火)、
9時30分～16時 土・日・祝日
は除く 場所関東信越税理士会所
沢支部 ↓関東信越税理士会所沢
支部事務局 ☎9933・0822
か各税理士事務所(事前に申し込
みが必要、費用は無料)へ

問い合わせ市・県民税は、市民税課(〒350・1380 入間川
1・23・5、申告書は市・県民税課を決定するほかに、課税非課税証
明書の発行などに必要です) へ内線1092・1095
所得税は、所沢税務署(〒359・0042 所沢市並木1・7、受
け付け時間は9時～16時、確定申告書の控えに税務署の受付印が必要
なかたは提出する申告書のほか申告書の控えと切手を張った返信用
封筒を同封してください) へ ☎9933・9111

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは→の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎042 - 953 - 1111です。

私は市・県民税の申告をする必要がありますか？

あなたは平成11年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

YES

平成12年1月1日現在、狭山市以外の市区町村に住んでいたかたは、その市区町村に申告してください

NO

サラリーマンのかたは、現在勤務先の給与から、市・県民税が差し引かれていますか？
サラリーマン以外のかたは、NOに進んで下さい。

NO

税務署に確定申告をしますか？

扶養者と同居していないが扶養されていた、学生であった、夫が単身赴任で仕送り生活をしてきた、などに該当しますか？

YES

会社からもらう給与のほかに、株式の配当、不動産所得、原稿料報酬、年金などを受けていますか？

YES

NO

NO

YES

申告書が送られてきましたか？

YES

NO

NO

NO

YES

給与以外の所得が20万円を超えていますか？

YES

あなたは、税務署に確定申告をする必要があります。

あなたは市・県民税の申告を改めてする必要はありません。

あなたは、狭山市に市・県民税の申告をする必要があります。

郵送された申告書に、住所、氏名、捺印し裏面の所得がなかったかたの記載欄に記入して、市役所に提出してください。申告書が届いていないかたは、市役所にご連絡ください。

消費者ホット情報

マルチ商法について

友人から「いい儲け話がある。人を紹介し品物を販売することにより高収入になる。最後には何もなくても儲かる。」と誘われた。まず自分が商品を買って会員になり、次に買ってくれる人を紹介するだけで紹介料が入ってくるのことだった。「お金を借りてもすぐ元はとれる。」と言われ借金をして契約をしたが、商品は売れず借金が返済できない。事例のようにマルチ商法とは、商品やサービスの販売組織の会員が、新たな会員を勧誘し、その会員がさらに新たな会員を入会させることの繰り返しで組織をピラミッド式に拡大していく商法です。下部会員が増えることで上部会員ほど収入が増える仕組みです。しかし、下部会員が会員を増やすにも限度があります。こうした点を隠し「絶対儲かる」と勧誘してきます。勧誘されるのは、若者など商取引に不慣れな人が多くなっています。また、人を紹介したり勧誘する場合、被害が金銭だけにとどまらず人間関係を損ない友人や信用を無くすことがあります。訪問販売法では、虚偽説明や威迫して勧誘することを禁じており、違反した場合は、罰則が規定されています。相談・問い合わせ消費生活センター ☎954・7799